

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（295）」
2. 日 時：平成29年8月24日 13時30分～19時20分
3. 場 所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他5名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 可搬型計測器を使用できないパラメータに対する電源喪失を考慮した対策について整理して提示すること。
 - 伝送経路も含めて安全パラメータ表示システム（SPDS）が重大事故等対処設備一式として明確に区分されていることを系統図で整理して提示すること。
 - SPDSのデータ管理方法について、電子媒体へ保存する手順を整理して提示すること。
 - サプレッションプール水位が計測できない場合における、当該水位に基づくフィルタベントの実施判断基準について、代替手段との関係を踏まえて取り扱いを整理して提示すること。
 - 排水弁が自動閉止するために必要な検知器台数の考え方を整理して提示すること。
 - 複数のパラメータが同時に計測出来ない際の優先順位の考え方を整理して提示すること。
 - 計装設備の耐環境性について整理して提示すること
 - 事故発生後7日間で復旧出来ないとしている設備の考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について (58条)
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について (補足説明資料) (58条)
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (1.15)
- ・ 技術的能力 添付資料の比較